

塩尻市職員共済組合食堂業務委託事業者募集要領

塩尻市職員共済組合（以下「共済組合」という。）では、食堂業務を委託する事業者（以下「委託事業者」という。）を次のとおり募集します。

この募集に参加される事業者は、本募集要領の内容を承知のうえ、所定の書類を提出してください。

1 目的

食堂において給食を提供することにより、職員及び来庁者の福利厚生の向上を図るもので

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす個人又は法人とします。

- (1) 自己又は自社の役員等が、塩尻市暴力団排除条例（平成24年塩尻市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (2) 企業、施設等で給食の提供をしている、又は店舗等で調理した飲食物を第三者に提供しており、3年以上の実績を有していること。
- (3) 市内に本社又は本店を有し、食堂（飲食店）業務が可能な法人又は市内に住所を有する個人であること。
- (4) 市に対し納付義務がある税、使用料、手数料その他の金銭を滞納していないこと。
- (5) 営業開始日までに保健所の営業許可を受け、営業に必要な資格の取得、人員確保、従業員の研修、器材の調達等が完了し、営業開始予定日に滞りなく開始できること。

3 公募事項及び条件等

- (1) 指定場所における給食の提供及び施設の管理・運営
- (2) 運営場所

施設の名称	場 所
塩尻市役所	5階 食堂

- (3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、特段の意思表示がない場合は、委託契約を継続するものとします。

- (4) 委託条件

ア 営業時間 午前11時30分から午後1時30分までとします。

ただし、営業時間の変更については、協議のうえ決定します。

イ メニュー 定食、麺類、カレー等を提供するものとします。

なお、メニューの単価については、協議のうえ決定します。

ウ 貸与物件 施設、器具、什器及び備品等は、無償で貸与するものとします。

エ 経費の分担 給食に必要な経費の分担は、次のとおりとします。

<共済組合の負担>

- ・食堂施設の維持管理経費

- ・什器及び備品の購入並びにその補修、補充に係る経費

- ・光熱水費

- ・消耗品費

<委託業者の負担>

- ・従業員の人工費及びこれに付帯する労務経費

- ・材料費（主食、副食、調味料等）

- ・ガス代

- ・保健衛生費（布巾、衛生用薬品等）、被服費、通信料

- ・給食に関する官公庁への諸手続きに関する経費

(5) 禁止事項

ア 委託する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。

イ 食堂の運営及び管理に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。

4 応募書類の提出

募集要領第2及び第3に定める応募資格要件、公募事項及び条件等を満たし、応募する意思がある事業者は、次に掲げる書類を共済組合に提出してください。

(1) 提出書類

① 食堂営業委託事業者申込書及び事業実績書（別紙1）

② 商業登記簿謄本及び会社案内

(2) 提出先

塩尻市役所 総務部 総務人事課内 塩尻市職員共済組合事務局

〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号

電話0263-52-0280（代表） 内線1331（担当：北野・二木）

提出は持参又は郵送でお願いします。

(3) 提出期限

令和8年2月27日（金） 必着

持参の場合は、土曜日・日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

5 委託事業者の決定

提出された書類により、応募要件を満たすと認められた事業者によるプロポーザルを実施します。プロポーザルの案内は、書類審査後に改めて郵送します。

6 契約の締結

委託事業者は、共済組合と詳細な事項等の調整を行い、令和8年4月1日までに契約を締結します。なお、調整に時間を要する場合は、4月1日以降に契約を締結することがあります。

7 委託事業者の決定の取消し

次の場合は、委託事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定の期日までに契約を締結しない場合
- (2) 委託事業者が応募資格を失った場合

8 その他

- (1) 食堂を現地で確認したい場合は、担当まで御連絡ください。
- (2) 契約等に関する一切の費用については、委託事業者の負担とします。